

岐阜県公報

号外(二) 平成二十年三月二十五日

目次

岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	(議会総務課)	二
岐阜県議会議員の報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	二
岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例	(同)	二

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)
- 一 旅行諸費について一日当たり定額(五千円)を支給することとした。(第四条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県議会議員の報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)
- 一 岐阜県議会議員の報酬の月額を減額する期間を一年間延長することとした。(本則関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二八号)
- 一 県の組織再編に伴い、総務委員会の所管事項について「ぎふ清流国体推進局」を加え、企画経済委員会の所管事項について「産業労働部」を「産業労働観光部」とすることとした。(第二条関係)
- 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例(条例第二九号)
- 一 食品関連事業者は、食品等の自主的な回収に着手したときは、必要な情報を県に提供しなければならないこととした。(第五条関係)
- 二 県は、一の回収に関する情報の提供を受けたときは、必要な情報を公表するとともに関係機関の長に提供しなければならないこととした。(第六条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、旅行諸費については、旅行（全路程公用の自動車等を利用した場合を除く。）中の日数に依り一日当たり五千円を支給する。
別表を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県議会議員の報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の報酬の月額の特例に関する条例（平成十五年岐阜県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項中「総務部」の下に「ぎふ清流国体推進局」を加え、同表企画経済委員会の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県議会委員会条例の規定による総務委員会又は企画経済委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の岐阜県議会委員会条例の規定による総務委員会又は企画経済委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県食品安全基本条例の一部を改正する条例

岐阜県食品安全基本条例(平成十五年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食品の安全性の確保及び」を「食品等の安全性の確保及び」に改める。

第二条第二項中「肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)(若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)(又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)(若しくは容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)(の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者」を「食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第八条第一項に規定する食品関連事業者であつて、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「食品等」とは、食品、添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)(器具(同条第四項に規定する器具をいう。)(容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。)(及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

第五条第一項中「食品及び」を「食品等及び」に、「生産資材、原料、器具等」を「生産資材」に改め、同条第二項中「その事業活動」を「自らを取り扱う食品等及び自らの事業活動」に改め、同条に次の二項を加える。

3 食品関連事業者は、自らを取り扱う食品等の自主的な回収に着手したときは、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止するため、直ちに必要な情報を県に提供しなければならない。

4 食品関連事業者は、前三項に定めるもののほか、県が実施する食品の安全性の確保等に関する施策に協力しなければならない。

第六条に次の三項を加える。

2 県は、食品関連事業者と連携し、食品等の安全に係る情報を収集し、必要な情報を公表しなければならない。

3 県は、前条第三項の規定により情報の提供を受けたときは、速やかに、必要な情報を公表しなければならない。

を公表するとともに関係機関の長に提供しなければならない。

4 県は、前条第三項の規定による回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該回収を行った食品関連事業者に対し、回収の措置に関する助言その他の必要な措置を講じなければならない。

第十条の見出しを「(安全な食品等の生産)」に改め、同条中「安全で良質な食品」を「安全で良質な食品等」に改め、「農林水産物、製造され又は加工された」及び「すべての食品」を削り、同条に次の一項を加える。

2 県は、安全で良質な食品等の生産に資する農林水産物の生産のための農林水産物の振興に関する施策の充実に努めなければならない。

第十一条中「食品の生産」を「食品等の生産」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、検査の受付の一元化等検査及び監視の一元的な体制の整備に努めなければならない。

第十六条中「食品」を「食品等」に改める。

第十九条中「食品の安全性の確保等」を「食品の安全性の確保等に関する施策を立案し、及び」に改め、「推進するための」の下に「総合的な」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十年三月二十五日印刷
平成二十年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社